

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条ただし書及び第三十五条ただし書中「、違約金その他」を「及び違約金（あらかじめ調定を行うものを除く。）並びに」に改め、「行うもの」の下に「及び第三十九条の二の納付書兼領収書による納付を受けた後に調定を行うもの」を加える。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（納付書兼領収書による歳入の納付）

第三十九条の二 歳入徴収権者は、政令第一百五十四条第三項ただし書の規定による納入の通知をする場合において、必要があると認めるときは、納付書兼領収書により納付させることができる。

第四十条第一項中「納入通知書兼領収書」の下に「、納付書兼領収書」を加える。別記の表二十三の項の次に次のように加える。

23の2	納付書兼領収書、納付書、収納済通知書	39の2, 125
------	--------------------	-----------

様式第二十三号（七）の次に次の三様式を加える。

様式第23号の2(2) (第39条の2関係)

納 付 書				
納 入 者		下記の金額を収納してください。 年 月 日 納付目的		
市 郡 町 区				
書類区分	課 所	元号 コード	年 度	会 計
F 2 4				
款	項	目	節	説明
金 額		納付番号		
十 千 百 十 元 十 百 十 四	十 千 百 十 元 十 百 十 四	十 千 百 十 元 十 百 十 四	十 千 百 十 元 十 百 十 四	十 千 百 十 元 十 百 十 四
課所→納入者→金融機関		埼玉県		
				収納済印

様式第23号の2(3) (第125条関係)

電算用

収納済通知書

納入者

市 郡

町 区
村

下記のとおり収納しましたから
通知します。

納付目的

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
書類区分			課 所			年 度			会 計					
F	2	4												

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
款		項		目		節		説明	

金 額				納付番号				収納年月日				金融機関コード																								
26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円																																				

収納済印

課所→納入者→金融機関→会計管理課

埼玉県

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。